当該子どもが一般受給者の住所地の市町村の区域外に住所を変更したとき、又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該子どもの属する世帯の全員の住民票の写し	公務員である一般受給者又は当該子どもの属する世帯の全員の住民票の写し

2　公務員である一般受給者については、第十条の規定は、これを適用しない。

（児童手当法施行規則の規定の適用についての技術的読替え）

第十六条　法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定を適用する場合における児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第十二条の二から第十二条の八までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条の二の見出し	令第七条の二第四号	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により適用する令第七条の二第四号
第十二条の二	令第七条の二第四号	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令」という。）第六条の規定により適用する令第七条の二第四号
第十二条の三	令	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により適用する令
第十二条の四（見出しを含む。）	令第七条の八第一項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により適用する令第七条の八第一項
	第十二条の二第一号	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百二十号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行規則」という。）第十六条の規定により適用する第十二条の二第一号
第十二条の五（見出しを含む。）	令第七条の八第二項第一号	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により適用する令第七条の八第二項第一号
第十二条の六（見出しを含む。）及び第十二条の七（見出しを含む。）	令第七条の八第二項第三号	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により適用する令第七条の八第二項第三号
第十二条の八の見出し	法	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法
第十二条の八	法第二十二条第八項	平成二十三年度における子どもの手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第八項
第十二条の八第一号	法第二十条第一項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項

その他法		その他平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法
令		平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により適用する令
法第二十二条第一項		平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第一項
法第二十二条第一項	第十二条の八第二号及び第三号	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第一項
法第二十二条第一項	第十二条の八第四号	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第一項
令		平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により適用する令
第十二条の二	第十二条の八第五号	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行規則第十六条の規定により適用する第十二条の二

（令第七条第二号の厚生労働省令で定めるもの）

第十七条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）第七条第二号の厚生労働省令で定めるものは、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　当該施設において保育に従事する職員（児童福祉法第十八条の四に規定する保育士でない者を含む。）の数が児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十三条第二項に規定する保育士の数以上であること

二　当該施設の保育士の数が児童福祉施設最低基準第三十三条第二項に規定する保育士の数の半数以上であること

三　平成二十三年度中に当該施設の保育士の数が児童福祉施設最低基準第三十三条第二項に規定する保育士の数以上になることが見込まれること

（子ども手当に係る寄附）

第十八条　法第二十四条第一項の規定による子ども手当に係る寄附の申出は、当該受給資格者に支給する子ども手当（施設入所等子どもに係る部分を除く。）の額の全部又は一部について行うものとし、市町村長の定める日までに様式第十二号による申出書を市町村長に提出することによって行わなければならない。

2　市町村長は、法第二十四条第一項の規定による申出により寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に対して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該寄附をした者の氏名及び住所

二　当該市町村が寄附を受けた旨

三　当該寄附の額

四　当該寄附を受けた年月日

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収）

第十九条　法第二十五条第一項及び第二項の規定による費用の支払の申出は、市町村長の定める日までに様式第十三号による申出書を市町村長に提出することによって行わなければならない。

2　法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

一　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園又は特別支援学校の幼稚部（第五号において「幼稚園等」という。）の保育料